

令和4年3月11日

北九州ブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、北九州ブロックにおける法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

1. 対象地域（運賃適用地域）

北九州ブロック（北九州市、中間市、遠賀郡）

2. 運賃変更要請の状況

- (1) 要請の期間 令和3年8月18日～令和3年11月17日（3ヶ月）
(2) 要請事業者数 41者（対象地域の法人事業者数 64者）
(3) 要請事業者の車両数 1,813両（対象地域の総車両数 2,331両）
(4) 要請率 77.78%（車両数ベース）

3. 運賃変更要請の概要

普通車	初乗距離	1.6km		
	初乗運賃	730円	～	830円
	加算距離	245m	～	308m
	加算運賃	80円		

（要請時上限運賃）

普通車	初乗距離	1.6km	初乗運賃	680円
	加算距離	316m	加算運賃	80円

※要請の詳細は、九州運輸局ホームページの報道発表よりご確認下さい。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：荒井、是久

電話092-472-2527

